

夷隅環境衛生組合建設工事等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出要綱

(入札に参加することができる者)

第1条 入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「入札資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (5) 暴力団員であると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (8) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。(9)について同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (9) 法人であって、その役員のうち(5)から(7)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (10) 建設業にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (11) 測量業にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (12) 建築設計業(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。)にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (13) 営業の実績が1年以上ない者
- (14) 諸税を未納している者

(建設工事等の定義)

第2条 建設工事等とは、建設工事、建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託とする。

- (1) 建設業者(土木一式、舗装、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構、造物、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、その他これに類するもの)
- (2) 測量等業者(測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント、業務、地質調査、補償コンサルタント業務、環境調査、その他これに類するもの)

(3) 建設資材・製造業者（山砂、採石、鋼管杭、鋼矢板、ヒュウム管、バルブ類、タイル、PC板、その他これに類するもの）

（入札資格審査の基準日）

第3条 入札資格審査の基準日は、申請日とする。

（入札参加資格審査申請書及び添付書類）

第4条 入札資格審査を受けようとする者は、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、入札参加資格審査申請書（夷隅環境衛生組合独自様式。以下「申請書」という。）にそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、夷隅環境衛生組合管理者（以下「組合管理者」という。）に申請しなければならない。

添付書類	建設業者	測量等業者	建設資材・製造業者
夷隅環境衛生組合入札参加業者受付票	○	○	○
入札参加資格審査申請書	○	○	○
営業所一覧表	○	○	○
工事経歴書、測量・コンサル等実績調書、建設資材納入（製造請負）経歴書	○	○	○
主要取引金融機関	○	○	○
経営規模等総括表		○	
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○		
各納税証明書	○	○	○
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は身分証明書	○	○	○
財務諸表		○	○
印鑑証明書	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書	○		
許可証明書又は許可通知書及び各登録証明書	○	○	○
委任状	○	○	○
誓約書	○	○	○
技術者経歴書又は技術職員名簿	○	○	
ISO登録証	○	○	○
使用印鑑届	○	○	○
暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	○	○	○

2 表に掲げる添付書類において、それぞれの書類に対する個別の指示及び指定がある場合は、入札参加資格審査申請に関する説明書（以下「説明書」という。）において定める。

（入札資格審査の申請時期）

第5条 入札資格審査の申請時期については、説明書において定める。ただし、組合管理者が特別に認めた場合はこの限りではない。

（申請書類の作成に使用する言語等）

第6条 申請書類は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

2 申請書類のうち金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

（入札資格審査）

第7条 入札資格審査は、提出された申請書及び添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる事項ごとに行うものとする。

（1）金銭的信用

（2）契約履行に関する誠実性

（入札参加資格の有効期間）

第8条 第7条に定める入札資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、説明書において定める。

（変更等の届出）

第9条 入札参加資格者は、入札参加資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（以下「変更届」という）にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変 更 事 項	添 付 書 類
(1) 許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む）	許可証明書又は許可通知書の写し
(2) 登録の状況	登録証明書の写し
(3) 商号又は名称	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(4) 主たる営業所の所在地	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(5) 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であれば登記事項証明書の写し
(6) 法人の代表者	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(7) 登録している印鑑（法人にあつては、登記している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(8) 指名通知等を受ける事務所の電話番号	
(9) 代理人に係る事項	委任状（2部）
(10) 使用印鑑	使用印鑑届
(11) 技術職員	技術職員の資格の追加を行なおうとする場合は技術者経歴書又は技術職員名簿及び資格を証明する書類

2 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち登記事項

証明書又は印鑑証明書の添付を省略することができる。

3 変更届の提出方法等については、説明書において定める。

(入札参加資格の承継)

第10条 入札参加資格者から業務を承継し、その業務と同一性を失わない業務を引き続き行おうとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であるときは、その承継する業務に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他、組合管理者がこれらに類すると認める者

2 前項に該当する者が第1条のいずれかの項目に該当するときは、入札参加資格の承継をすることはできない。

3 入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書（以下「承継審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

4 承継審査申請書の提出方法等については、説明書において定める。

(入札参加資格の取消し)

第11条 入札参加資格審査申請後、資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消しを希望する場合は、入札参加資格取消申請書を提出することにより、その資格を取消することができる。

2 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、組合管理者はその者の入札参加資格を取消すものとする。

- (1) 第1条の(1)から(12)まで及び(14)のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申請書類等に、故意に虚偽の事項を記載したことが発覚したとき。
- (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (5) 第9条の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしなかったとき。

3 前項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、組合管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の停止)

第12条 入札参加資格者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - ・当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合
 - ・同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われ

た場合

・同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

2 前項の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間の更新に関する手続)

第13条 入札参加資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別途行う公告に基づき申請書を提出すること。ただし、市町村合併及び市町村共同の入札参加資格審査等により実施することとなった場合は、この限りでない。